慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	石渡貞雄著 農民分解論
Sub Title	
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.1 (1956. 1) ,p.64(64)- 68(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19560101-0064
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560101-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌　第四十九卷　第一號

石渡貞雄著『農民分解論』

一

農業經濟學界の未開拓の分野に進んで開拓の斧をふるい、自らの見解を積極的に披瀝して、しばしば「討議資料を提供」（序、三頁）されてこられた石渡貞雄氏は、近年健筆とみに冴え、一九五二年の「林業地代論」以來、五三年「農業恐慌論」、五四年「農地改革の基本構造」と、年々單行本をものされている。

本書はその最も新しい勞作で、「日本の農民分解の正確な把握」をその目的とされた（一頁）ものであるが、「まだ農民分解論は、個々の具體的な國々の農民分解を直接はじめから取上げさせるほど完成されたものとして存在していないこと」（同上）の故をもつて、「やむをえず農民分解の一般理論からはじめなければならな」かつた。というのが本書に「教科書風なタイトルをつけた」理由である、と著者自からいう。したがつて、かくいうにふさわしく、本書の構成は、第一章　問題の基礎概念、第二章　農民分化・分解の一般理論、第三章　日本における農民分化・分解論、となつている。

二

まず第一章においては、「農民層とか、農民階層とか、農民階級

とかいう概念上の規定」（一七頁）からはじめて、「農民分化と農民分解の同一性と差別性」（二五頁）を明らかにし、「農民が階級と階層との二重の性格を負わされている場合」（二七頁以下）を指摘して、「農村の階級」を農民の階級と同一視することの誤りを指摘される。

じゆうらい、往々にしてこれらの用語がルーズに用いられてきた現在、かかる概念及び範疇の明確化を企圖されたことは、本書の大きな功績というべく、「農民分化・分解の指標とその基礎」（三三頁以下）を明らかにしたことと相俟つて農業問題の雄然とした智識の論理的整理に役立つであろう。

第二章　農民分化・分解の一般理論においては、農民分解に二つの出發點のあることを指摘し、「封建社會における農民層分化・分解のスタートに立つ農民は、隷農」であり、「資本主義社會における農民層分化・分解のスタートに立つ農民は、いわゆるフランス革命によつて廣汎につくりだされた分割地農民である」（四七頁）とする。前者の性格は階級的なものであるが、後者のそれは「すでに階級的なものではなく、層的なものにすぎない」（同上）という。そして、前者すなわち隷農の分解は「封建的土地制度の崩かいであり、近代的な階級關係の芽ばえである」（五四頁）。すなわち、封建社會における農民層の分解は、「資本主義的ウクラードの形成」（六二頁）過程であり、「ブルジョア革命への展望を可能にする」（同上）。ここに著者は「農民分解の歴史的意義」をみいだす（同上）。この點に關するかぎりわれわれもまた著者に全く同意するものであるが、氏が「ブルジョア革命までは、……被支配階級の著しく低い自覺・意識が、基本的な被支配階級をして革命の指導部を、古典的にはとりえないものとしてあつたこと――このこともブルジョア革命における資本主義ウクラードを基礎とするブルジョアジーに指導部をおかねばならぬ必然性を規定した」（六四頁）というとき、革命の物質的基礎が「自覺」や「意識」の問題にすりかえられているといわなければならない。なお、附論――エンクロージュア・ムーヴメントへの一理解、において、エンクロージュアの性格を「封建的なものと近代的なものとの結合である」（六九頁）と規定されているのは理解にくるしむ。「このゆえに（封建的なものと近代的なものとの結合であるが故に……引用者）、エンクロージュアには、その後の發展に、封建的經營に向う場合をも生ずるのである。必らずしも、近代的經營のみが方向づけられず、ユンケル經營の可能性も殘されているのである」（六九―七〇頁）というとき、氏は、近代的經營を借地農的資本家經營のみに限定され（二一八頁參照）ユンケル經營を封建的經營と見做していることは明らかである。この甚しい謬見は措くとして、エンクロージュアによつて農民から收奪された土地が、資本家的借地農によつて經營されるか、ユンケル經營によつて使用されるかは、まさに「二つの道」にかかわることがらであつて、「エンクロージュア自體のなかにある二つの性格」（七〇頁）によるものではなかつたのである。エンクロージュアは原始的蓄積過程の一契機にすぎない。

次に、農民分化・分解の第二のスタート、すなわち資本主義社會における農民分化・分解のスタートとして分割地農民をとりあげ、分割地農民の特徴として「自由な土地所有」と「自營的小經營生産様式」の二つをあげつつ、「分割地農民を嚴密に、狹義に考えれば、ブルジョア革命後のものとなる」（七一頁）といわれてはいるものの、そこでは、小經營一般と「歴史的範疇としての小農」との差別性が明確にされていない。それゆえに、故栗原百壽氏の場合（「農業問題入門」三八頁）と同様に、なぜ「自由な自營的小生産ウクラードが、自己の個有の社會制度をつくりえないか」（七一頁）という疑問を提出することとなるのである。だが、氏が、「自營的生産ウクラード」と呼んでいるところのものは經營様式 Betriebsweise であつて、生産様式 Produktionsweise ではない。したがつて、これを人類がいままでに經驗してきた五つの生産様式と同列に置いて論じてはならない。

ところで、分割地農民を「歴史的範疇としての小農」として把握しようとするとき、それが「封建的土地所有の解體から生じる諸形態の一つ」（Das Kapital, M-E-L-Institut, Bd. III/2, S. 859.）であることに注目しなければならない。それは、「自營的小經營生産様式を特色とし」（七〇頁）ているというよりは、寧ろ、實に封建的土地所有から、したがつて封建地代から解放された、「自由な土地所有」となつているところにその本質的特色がある。蓋し、封建地代から解放されたところにこそ資本家的借地農の完全なる培養場がつくりだされるからである。かかる意味において、自由な土地所有は、農民の「人格的自立性の發展のための基礎」であり、「農業そのものの發展のためにも必要な一通過點である」（K. Bd. III, S. 858.）といわれたのである。それ故に、フランスにおいて分割地農民がブルジョア革命の直接的な所産として廣汎に生み落された

からといつて、分割地農民＝「歴史的範疇としての小農」を權力革命としてのブルジョア革命と直結させて考えてはならない。石渡氏の「農民分解の二つのスタート」なる構想はまさに、このような考え方に根ざしていたのであり、封建社會内の農民分解は「階級」としての農民の分解であり、資本主義社會における農民分解は「層」としての農民の分解であるという考え方は、その論理的歸結であつたのである。だが、分割地農民＝「歴史的範疇としての小農」は、農業資本家階級への發展を展望する小ブルジョア階級であつたのである。分割地農民を、「歴史的範疇としての小農」として把握し、その歴史的意義を評價しようとするならば、まさにこのように理解しなければならなかつたのではなかろうか？

第二章の後半においては、諸外國の統計資料によりつつ、資本主義の發展段階に照應せしめて、農民分化・分解の「三つの型」を檢出し、それぞれの「型」のうちだされた根據を明らかにする（一一四頁以下）中で、いわゆる「中農肥大化」傾向をば獨占資本主義段階の農民分化・分解法則の歪曲化として意味づけ、「獨占資本主義段階となると、農民に存在している『一種の階級』的性格（マルクス）は、獨占資本の強烈な收奪によつて一層對立・矛盾化する」（一四二頁）ことを強調して、「一般理論」を結んでいる。しかるに、その「一層對立・矛盾化」する農民の「一種の階級」的性格にもとづく革命的エネルギーの結集する據點と勞農同盟の構造が明らかにされていないのは、――著者が、「農民分解論」の役割を「大多數の農民を勞働者階級の側にひきよせうるし、その運動に參加もしてゆく、そしてそれより少し距離の遠い中農を中立化させる、という客觀的根據を與えるもの」（一六頁）としているにもかかわらず、――本書「農民分解論」の弱點といわなければならないのではなかろうか？

三

第三章において、いよいよ本書の目的とされた「日本における農民分化・分解論」がとりあげられるのであるが、まず統計的觀察を行つた上で農民分化・分解の日本的性格の根據を明らかにするにあたつて、「寄生地主制の確立化をその階級的基礎（下部構造）と政權（上部構造）との關係の下に理解する努力をも忘れてはならない」（一七九頁）ことをもつて、明治政權とその階級的基礎について言及し、「明治政權は半封建的性格・絶對主義的性格のものだというとき、……その個有の階級的基礎を證明しえない」（一八〇頁）として、じゆうらいの「結果論」的諸研究に反省を促す。そして著者自身は、「本來正常な絶對主義は、……その階級的基礎を分離された階級として、封建階級とブルジョアジーの勢力均衡において成立した」ものであるが、明治絶對主義には基本的にはこの關係がなく、「封建階級とブルジョアジーが均衡的に配置されず、それらの二つの要素がけつごうされ（地主・高利貸と富農・問屋制手工業・マニュファクチュア）た「豪農を基礎として極めて歪曲された一つの絶對主義が成立した」（一八八頁）とする。かかる「封建的なものとブルジョア的なものとが不分離に一個同一に存在しうることは、それらの階級的基礎がいずれも不完全でかよわいことを物語つている」（同上）というのであるが、その論理は一向に不可解であり、また、「豪農が發展」すれば、「豪農のなかに一個同一のものとして結合されていた、封建的なものとブルジョア的なものを純化・發展させ、かつそれと同時に兩者を分離させ、封建的寄生地主を一方に他方にブルジョアジーを發展させることに外ならない」（一八九―九〇頁）というとき、豪農の本質的な性格は何であつたのであろうか？「豪農の發展は地主にほぼ純化し」（一九一頁）、「豪農經營の封建的性格の強さ」（同上）からみて、著者は豪農の本質的な性格を封建的なものと考えていると思われるのであるが、そのような封建的性格をその本質とする豪農が他方においてブルジョア的性格をもつとするならば、それは直接生産者層のブルジョア化への「展望」に對する對應としてとらえられなければならなかつたのであり、豪農そのものに「二つの性格」があつたからではなかつたのである。

絶對主義國家は階級的國家としては「例外的國家」であることを銘記し、階級的基礎と物質的基礎とを區別しなければならない。物質的基礎を土地所有に置いているがゆえに、絶對主義權力は本質的には封建的權力でありながら、しかも、ブルジョア的發展の所産として封建的勢力とブルジョア的勢力との均衡の上に成立するが故に、「相對的獨自性」をもつといわれているのである。明治初年における國庫收入の八〇％が地租であり、それが公債秩錄等によつて封建貴族へ、はたまた明治殖産政策の資金にむけられたことは周知の事實である。幕藩的な「領主を解體させた」（一八五頁）からといつて「絶對主義成立の一本の足がない」（一八五頁）ということはできない。また、全國土の三分の一という「强大な物質的基礎をもつ絶對主義は日本獨自のものであろう」（一八八頁）としてフランス絶對主義と比較されているが（一八九頁）、フランスの場合にも教會の所有地と諸大名の諸領とを合せれば、全國土の五分の三に達していることを著者自身の掲げている資料が示していることは洵に皮肉といわなければならない。

その他、自由民權運動の意味づけなども極めて獨特な理解をされている（一九二―三頁）のであるが、半封建的農業の規定づけに關連した「純粋の資本の法則から生れる相對的過剰人口」と「封建的な裝置による過剰人口創出」（一九八頁）との差別性は全く論證されておらず觀念的にたんに主張されているにすぎない。封建的地代範疇の規定には「二本立て理論」がとられており、「經濟外强制」には依然として國家權力との差別性が認められていないこともさることながら、日本の高額現物「小作料が本質的に封建的より精確には半封建的なものである」（同上、傍點は引用者）というに至つては、何がために「本質的に」といつているのかわからない。尤も、氏の「わが國農業を半封建的という理由」（一九九頁）づけからすれば、「過度的地代範疇」を認める立場をとつておられるとも考えられ、したがつて、その立場からの當然の歸結となるのかも知れないが？

更に、日本農業構造の特殊性乃至は一般的にいつて、農業生産構造の發展の「型」を規定するものを「生産力構造」に求められていることは、本書の一つの特徴的な考え方と言えよう。これは、藤田五郎氏の「封建社會の展開過程」や「近世封建社會の構造」のうちにみられるように、「富農の順調な發展をしえなかつた日本の場合を、ただ封建制度の强さに求めるだけでは甚だ不充分である」（二一〇頁）、蓋し「そこには、なぜ强固なのかが、證明されていないから

だ」（同上）という、正しい反省・不滿から考えだされたものではあるが、石渡氏が「封建制が强いから富農がたちまち寄生化してゆくのではなく、寄生化が有利である物質的構造（生產力構造）のゆえに、封建制が異常に强いものとしてあらわれるのである」（同上）というとき、生產力論的偏向に陷つているといわざるをえない。蓋し、そのような「生產力構造」自體がまた生產關係によつて規定されたものであつたからである。生產力は生產樣式の一面にすぎない。石渡氏の論理では、すべてが「生產力構造」に規定され、しかも、その「生產力構造」たるや「土地生產力」水準にほかならなかつた（二一頁以下をみよ）のであるから、地理的條件によつて生產諸關係が說明されてしまうことになり、生產力の根源たる人間の「運動的かつ革命的な」役割（經濟評論、一九五五年九月號の拙稿參照）が見失われてしまうこととなる。

ところで、全體的に土地生產力の低い東南アジアに寄生地主化が支配的となつた理由を「生活水準の低いこと、その結果小作量率も高い……ため、結局日本の場合と同樣な寄生地主成立の關係ができ上る。これに反し、ヨーロッパでは、土地生產力が低い上に、農民の生活水準が高いので、……アジアとは逆の方向をとらざるをえなかつたものと考えられる」（二四二頁）と說明し、土地生產力の他に、生活に準なるファクターを導入せざるをえなかつたことは、氏の「生產力構造」理論の破綻を示すものといわなければならない。

その他なお多くの承服しえない諸點の存するところであるが、とにかく本書は、じゆうらいとりあげられてきた論爭的諸問題に對して懼れることなく積極的な見解を展開されている點で敬意を表すべきものであり、本書への批判者は、本書でとりあげられた諸問題に對する自己の積極的な見解をもつことを要請される。その意味において、「多くの大膽な問題提供」（序、二頁）をされた本書は、「討議資料を提供する」という所期の目的を達しているものと言えよう。

（A5判、二八三頁、有斐閣、昭和三十年六月三十日、定價三九〇圓）

（常盤　政治）

鈴木讓一　市川久仁　共著

『損害保險經營論』

わが國の商法は、保險を損害保險と生命保險とに分類し、損害保險に關する總則において、商法第六二九條〔定義〕「損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ塡補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」生命保險に關しては同じく第六七三條〔定義〕「生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」と規定している。保險（insurance, assurance, Versicherung, Assekuranz）を損害保險と生命保險とに分類することには、既に疑問の持たれているところであるが、上述の商法の規定に基づいてここに兩保險を定義するならば、「損害保險とは、當事者の一方すなわち保險者が、偶然な一定の事故（保險事故）によつて生ずることあるべき損害を塡補することを約し、相手方すなわち保險契約者がこれにその報酬（保險料）を與えることを約する保險」、「生命保險とは、當時者の一方すなわち保險者が、相手方すなわち保險契約者または第三者の生死に關し一定の金額を支拂うべきことを約し、相手方がこれにその報酬を與えることを約する保險」[1]と云うことになろう。

ドイツの一九〇八年の保險契約法およびフランスの一九三〇年の保險契約法では、保險を損害保險（Schadensversicherung）と人保險（Personenversicherung）とに二分し、後者に生命保險（Lebensversicherung）、傷害保險（Unfallversicherung）等を含めている。アメリカでは各州の保險法は、保險を生命保險（Life insurance）、火災保險（fire insurance）と海上保險（marine insurance）および災害保險（casualty insurance）と分けていて、大體において生命、火災、海上の三保險以外の身體の傷害または財產の損害に對する保險が災害保險の中に入れられている。つまり保險を損害保險と生命保險とに分ける方式はわが國商法の特色であつて、この場合損害保險は〈生命保險以外の保險〉（non-Life insurance）を指すものと通常は解されている。[2]

（註1）　國家試驗研究叢書⑩「保險・海商法」問題二八。

（註2）　園　乾治氏「保險學」（一一二―一一三）「損害保險は、事件によつて惹き起された影響を評價し、それに從つた量額の保險給付を行う保險である」。印南博吉氏「總說」（七頁）（損害保險實務講座　第一卷　損害保險總論　東京海上火災保險企畫室編集）「損害保險とは、一定の偶然事實に因る損害を塡補するための經濟準備の方法として、多數の經濟體が結合し、その偶然率に從つて公平な負擔を行なう經濟施設である」。これらは保險經濟學者による損害保險の定義である。

さて損害保險の經營に關する書物としては、古くは葛城照三氏の「損害保險經營論」（昭和十五年十二月廿九日、有光社）、最近では損害保險實務講座　第二卷　「損害保險經營」（東京海上火災保險企畫室編集、昭和二十九年六月三十日、有斐閣）、そのほか部分的にか、あるいは特殊な問題としてこれに觸れた書物も無くはないが、[3]その數は――生命保險經營のそれに比しても――決して多いものではない。そしてこのことは廣く保險學を法律學の所屬から解放し、統一的にして機能的な保險經濟學の確立の、やはり大きな一障害となつていたが、戰後のわが國においても、生命保險經營と並んで損害保險經營の研究が盛んとなり、この方面の數多の論文が發表され、さらに本書の出現もみられるに至つたのであつて、この點からして本書はまず意義がある。[4]

損害保險は、その對象とするところが殆んど社會萬般にわたり、從來の法律解釋學の制約を受けつつ經濟に敏感に現象し、しかもいわゆる大數の法則を應用した學理的根據の上に仕組まれたものであつて、その學理と實際とが極めて密接に關係していることは他の事業にみられない著しい特色である。學理と實際の研究の兩者いずれをも蔑にはできないが、本書は主として「損害保險事業に關するあらゆる數字的データを基礎として事業經營の現實の形態をとらえ、